

[問 124 参考]障害福祉サービス

障害者総合支援法が定める障害者に対する行政サービスは、同法第5条に規定される「障害福祉サービス」と第77条に規定される「地域生活支援事業」に大別される。前者は個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われるものである。後者は、障害のある人々がそれぞれの地域で自立した生活を営むことができるよう、市町村が実施するものである。

「障害福祉サービス」の内容は、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」の2種類に分類できる。

障害者総合支援法第5条に定められる「障害福祉サービス」のまとめ

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）
		療養介護
		生活介護
	施設系	施設入所支援
訓練等給付	居住支援系	自立生活援助
		共同生活援助（グループホーム）
	訓練系	自立訓練（機能訓練）
		自立訓練（生活訓練）
	就労系	就労移行支援
		就労継続支援（A型）
		就労継続支援（B型）
		就労定着支援

厚生労働省「障害福祉サービスについて」より一部改変

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html